

平成 29 年度第 1 回安芸太田町総合教育会議 会議録

◇日時：平成 29 年 4 月 18 日(火) 10:00 ～ 11:45

◇場所：川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室

◆出席委員：小坂眞治町長、二見吉康教育長、清胤祐子教育委員、河野義文教育委員、池野博文教育委員

◆出席職員：小島俊二副町長、長尾航治学校教育課長、沖本直樹同課主幹、萩原英子同課主幹、栗栖浩司生涯学習課長、江川一康同課課長補佐、栗栖一正総務課長

◆進行：栗栖一正総務課長

1 開 会 10:00～

2 町長あいさつ

要旨：平成 29 年度の第 1 回総合教育会議を開催したところ、委員の皆様には大変ご多用のところをご参集いただき誠にありがとうございます。この総合教育会議は、平成 27 年に立ち上げ 2 回ほど会議の記録がありますが、残念ながら 28 年度は会議を開くことが出来ませんでした。色々教育を進めるに当たり、課題がある中で開催が出来なかったことを、まずお詫びします。その間、この総合教育会議で色々ご協議いただいた、取り分け学校適正配置、或いは学校施設耐震化については、かなりの進捗を見たところですが、今日はその報告をさせていただき、また、改めてこの総合教育会議のあり方について皆様のご意見をいただきながら、新しい方向性を模索したいと思います。どうか忌憚のないご意見をいただき、次代を担う安芸太田町の子どもたちのために、また地域づくりに取り組む我々にとっても生涯学習という形で、新しい取組みが出来る方策を模索したと思いますので、よろしくをお願いします。

3 教育長あいさつ

要旨：町長の再選後初めての会議ということで、新しいこれからの町づくりと教育行政の推進を支えていただきたいと思います。町長部局と教育委員会はそれぞれ違う執行機関ですが、手を携えていきたいと思っています。本日はよろしくをお願いします。

4 協議事項

※配布資料確認と事務局出席者自己紹介

(1) 総合教育会議の運営について

① 総合教育会議の運営について

【※小島副町長説明】

要旨：本日の説明資料の 1 ページをお開きください。

- ・総合教育会議については、まず、基本的な位置付けとしては、地教法の規定により、全ての地方公共団体において設置されるものが今回の改正によ

って決まったものです。これは、条例又は規則等において設置を定める必要はないということで、町の各種審議会等については、条例を定めて各種委員を任命していますが、この総合教育会議については、そういった条例・規則事項ではないということをご理解ください。

- 2点目として、この総合教育会議は首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議、調整の場であるということをご理解いただきたいと思います。要は地方自治法に基づく、いわゆる付属機関には当たらないということであります。
 - 3点目、協議に関する予算の編成、執行や条例提案など重要な権限を有している町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることが目的とされています。運営については、後程設置要綱の説明をします。会議の招集については、原則として町長が招集する。必要に応じて、教育委員会が総合教育会議の招集を町長に求めることも出来るという規程になっています。
 - 4点目に、会議の公開ですが、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨から、原則として公開することとされています。議事録の作成とその公表については、努力義務が課されています。
 - 5点目に、協議内容は、教育に関する大綱の策定やその変更に関する協議のほか、教育の条件整備など重点施策、児童生徒等の生命又は身体の保護や緊急の場合に講ずべき措置に関する協議などを行うこととされています。
 - 6点目に、協議・調整の結果については、町長と教育委員会はともにその協議、調整された結果については尊重しなければならないということになっています。
 - 7点目に、会議の庶務でございますが、町長が総合教育会議を収集することに鑑み、町長部局で行うことが原則とされています。ただし、当該事務を教育委員会に委任し、又は補助執行させることができるという規程になっています。
 - その他について、総合教育会議は自動的に設置されるものではないこと。また、会議運営等に関し必要な事項は、総合教育会議で定めるものとされており、当事者間で合意したものが内規として位置づけられています。ですから、要綱を制定しますが、また必要な事項は、この総合教育会議に諮って決定するという形になります。
 - 今後の安芸太田町の総合教育会議は、原則年2回開催したいと思っております。開催時期については、4月及び次年度予算編成に入る11月を基本としたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。必要であれば臨時の開催も可能です。
- ◆ 2ページ目が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋で、この

総合教育会議について必要な事項が記載されています。

- ◆ 3 ページをご覧ください。質疑応答集がありますが、3 番として会議運営等に関する考え方で、質問として教育委員の間で意見が分かれた場合はどうしたらよいか、首長も含め過半数で決めるのか、また、教育委員に欠席者がいる場合はどう決めればよいかという問いに対して、総合教育会議は町長と教育委員会との意見をすり合わせるための会議、その場で意見をまとめなければならないというものではない。教育委員の間で意見が分かれた場合は、一度持ち帰り、意見を調整してから、改めて総合教育会議を開催すると良いというふうに解しています。町長と協議をするのは個々の教育委員ではなく「教育委員会」であるという点をご理解ください。教育委員の間で意見がバラバラというのはありえないという表現をしています。教育委員会会議で話をまとめてこの場に臨んでいただくということです。
- ◆ 2 点目は色々書いてあるのですが、要綱でやります。
- ◆ 最後に Q 4 があります。総合教育会議と既存の審議会との位置付けはどうか。総合教育会議で方針を出し、審議会に諮り、教育委員会で決定というイメージか、という質問ですが、執行機関が判断する際に意見を聞くのが審議会の役割。通常審議会等は町がしたいことを外部に意見を聞いて方向性を示していきます。必然的に位置付けが総合教育会議と異なります。また、総合教育会議は協議及び調整を行う話し合いの場であり、必ずしも決定をする場ではないという法律の規定がありますので、ご理解ください。
- ◆ 4 ページ、5 ページにつきましては、平成 27 年度に教育委員会制度が変わった際の資料を再度付けていますので、参考までにご覧ください。
総合教育会議の運営については、以上です。

◇質疑

○河野委員

- 意見がバラバラではという表現があったが、私の思いでは教育委員会は合議制だと判断しているので、ずっとそれを尊重しているという意味でよろしいか。一応意見を一つにして、思いを一つにしていくんだと…。

●小島副町長

- 平成 27 年度法改正によって、教育委員会制度が大幅に改正になりました。今まで教育委員長を位置付けていましたが、より教育長の権限と申しますか、指導力を発揮するために教育長がトップになるということで、教育委員会制度の改革とこの総合教育会議というのは、首長が教育に関して色々な方針を出すため、教育委員会と一緒に協議をして方向性を決めるという会議ですので、今、河野委員が申されましたように、教育委員会として合議で方向性を定めていただき、この総合教育会議の方へ諮っていただければと思います。そういう意味では今までと一緒によろしいと思います。

○河野委員

- 例えば、意見がまとまらない場合、ここに書いてあるように何度も会議を

繰り返し、最終的には一つにまとめるということか。了解した。

【①の質疑は以上】

② 安芸太田町総合教育会議設置及び運営規則」の廃止及び「安芸太田町総合教育会議設置要綱」の制定について 【※小島副町長説明】

要旨：本日の説明資料の資料2をご覧ください。6ページです。

- ・平成27年度に総合教育会議の設置及び運営規則をバタバタの中で定めました。現在、安芸太田町総合教育会議は、安芸太田町総合教育会議設置及び運営規則の規定により運営することとしていますが、総合教育会議は、地教行法の規定により、全ての地方公共団体において設置されるものですが、先ほど申しましたように、条例・規則等において設置を定める必要はないとされているため、この際法律の趣旨にのっとり、現規則を廃止し、新たに「安芸太田町総合教育会議設置要綱」を制定するものです。併せて、現規則が会議の進行をする議長等の定めがないなどの不備があるため、内容についても再整備し、会議運営をスムーズに進行することを目的として願います。これは、町長部局において設定する要綱ですので、一応この内容を知っておいてください。
- ・今後ですが、「安芸太田町総合教育会議設置及び運営規則」の廃止を町長部局で手続きを行うとともに、「安芸太田町総合教育会議設置要綱」の制定を町長部局の方で行います。参考に9ページを先にお開きください。現在の「安芸太田町総合教育会議設置及び運営規則」ですが、先ほど①で申しました、総合教育会議の運営の中で説明した内容と照らし合わせて見てください。
- ・まず、第2条で教育会議の構成員は、町長、教育長、教育委員4名をもって構成するとしています。先に課題だけ言います。第3条第2項の教育委員の定数の3分の1以上から請求があった場合とうたっています。第3項教育会議は構成員の過半数の出席を持って成立する。
9ページの下にいきまして、第6条第2項で教育会議において協議の対象外となる事項は次のとおりとする。協議の対象とならない協議事項を列記しています。
10ページにいて、第7条で採決について記述しています。この各条については、先ず第2条で、総合教育会議は町長と教育委員会が協議、調整する場ですので、教育長、教育委員4名と具体的表現をする必要はないと考えています。それと、第3条第2項、定数の3分の1の請求があった場合と規定していますが、これは、あくまでも教育委員会の方から請求があった場合は開催が出来るということなので、特段3分の1と数を表現する必要はないと考えています。それと、教育会議は構成員の過半数の出席をもって成立するということですが、ここまで規定する必要はないのではと思っています。また、第6条第2項の協議の対象事項についてですが、要は協議をするべき事項は定める必要がありますが、協議しない事項まであ

えてこの総合教育会議の設置要綱に定める必要はないと考えています。それと、第7条の採決の規定ですが、先ほど説明申し上げましたように、総合教育会議は決定する場ではないという位置付けがありますので、この採決の条項は特段必要がないと考えています。

7ページの新たな安芸太田町総合教育会議の設置要綱案と申して、目的は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めによって設置しますよということです。

- 第2条は構成員としています。総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成するということです。この教育委員会というのは、教育長及び教育委員さんを含めた5名の方を指します。
- 第3条には、所掌事務を挙げています。第1号で本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定、いわゆる教育大綱といわれるものをこの総合教育会議で策定するという意味です。第2号は、本町の教育を行うための諸条件の整備、その他の本町の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事。第3号で児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又は、まさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合の緊急の事態に講ずべき措置に関する事。これを主な総合教育会議の所掌事務として定めています。
- 第4条は、会議についてです。総合教育会議は町長が招集する。教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。これが、町長が招集するだけでなく、教育委員会の方から収集を求めることができるという意味です。
同条第3項で、今まで規定がなかったこの会議の議長は、町長をもって充てると規定させていただきます。
- 第5条は、意見聴取です。総合教育会議は第4条の協議を行うに当たり、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴取することができる。これは、学識経験者の意見を聞きたい場合に聴取出来ますよという意味で、この学識経験者が常時総合教育会議の委員になることは出来ません。オブザーバーとして参加は出来るという意味です。あくまでも、総合教育会議は町長と教育委員会しか委員にはなれないということです。
- 同条第2項では、総合教育会議は第2条に規定する総合教育会議を構成する者が出席するほか、オブザーバーとして副町長を出席させることができるという規定を私の思いで入れています。町長が多忙なこともありますので。ただし、私は委員ではございません。オブザーバーということです。会議の公開についてです。総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる、と規定しています。

- ・第6条は、議事録の作成及び公表です。町長は総合教育会議終了後速やかに議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書きの規定により、総合教育会議を非公開としたときは、公表しないものとするとしています。原則公開ですが、非公開の場合は公表しないという規定にしています。
- ・第7条が、調整結果の尊重です。総合教育会議において町長及び教育委員会の事務の調整が行われた事項については、町長及び教育委員会それぞれの調整の結果を尊重しなければならない。要は、お互い話をして決めた結果については尊重しようという意味です。余談ですが、大阪の橋下市長等が相当教育行政に立ち入った話をされている場合があります。要はこの総合教育会議で調整したことは、首長独自で変えてはいけないということを義務的に位置付けているものでございます。
- ・第8条、庶務です。総合教育会議の庶務は総務課において処理する。ただし、総合教育会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任し、又は補助執行させることができる。当然教育大綱は町長部局が作成して町長が発表するものですが、やはり、教育行政について専門は教育委員会の事務局です。そういったことと十分調整しながら、教育大綱なり協議を進めていくという趣旨です。
- ・その他で第9条です。この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、町長が総合教育会議に諮って定める。ということで、要綱の変更事項はまた、この総合教育会議に諮って変更なり、協議をさせていただくというシステムです。以上です。

◇質疑

- 小島副町長
 - 他市町の例を見ると、この設置要綱の他に総合教育会議の運営の手引きのようなものを作り、詳細に定める場合もあります。
- 二見委員
 - 運営規則に近いようなものを作っているということか。議事録の中身を明確にするとか・・・。
- 小島副町長
 - そうです。町の決め事で一番上位は条例です。その次は規則で、内部の規定等決めるのを要綱とか告示とかという形でやりますので、この設置要綱では、この運営の概要を決めて、詳細については取扱要綱とかほかに手引きを作って運営させていただくと思います。また、そういったものが出来ましたら、次の機会に提案させていただきます。
- 河野委員
 - 4条(5条)で、意見聴取とあるが、段階によってはもうメンバーに入っていることがあるが、それはないという説明だったと思うが、その場合はどうやって決めるのか？
- 小島副町長

- 総合教育会議において、町長の方がある協議をする場合に、専門的な意見を聴きたいとか、知識が必要なときは、その学識経験者をオブザーバーとして呼び、この会議の中で協議をすることができるという規定を設けているものです。

○河野委員

- 皆で協議をして、この事についてはこの人を呼んで話を聞いてみようということか。

●小島副町長

- 専門的な意見を聞きたい時に、弁護士であるとか学者であるとか、そういった者を呼んで話を聞くことができるということです。

●栗栖総務課長

- その他ありませんか。ないようでしたら次に移ります。

●小島副町長

- それでは、町長部局で規則の廃止と要綱の制定について手続きを取らせていただきます。

【②の質疑は以上】

(2) 本町の学校教育を取り巻く現状と課題について

① 学校適正配置の状況について（報告）

【※長尾学校教育課長説明】

○要旨：それでは、資料3をお開きください。

- ・本町の学校教育を取り巻く現状について、町長から教育委員会の方で資料を作ってくれということがあり、私どもで作らせていただきましたので、説明させていただきます。まず、①学校適正配置の状況についてということで、適正配置といえますか、合併以後の幼稚園、小学校、中学校この部分についての統廃合の現況について整理をさせていただきました。
- ・平成17年4月1日、安野中学校は休校という扱いだったと思いますが、安野中学校と加計中学校が現加計中学校として統合しています。
- ・平成19年3月31日、休校であった安野小学校が廃校となり、加計小学校へ統合しました。
- ・平成20年4月1日、松原幼稚園と松原小学校については、廃校・廃園とし、戸河内幼稚園と戸河内小学校へ統合、また、同日には寺領幼稚園と寺領小学校についても廃校・廃園とし、戸河内幼稚園と戸河内小学校へ統合しました。
- ・平成21年4月1日には、休校としていた杉ノ泊小学校を廃校とし、加計小学校へ統合しました。
- ・平成21年9月30日、休校としていた猪山中学校を廃校とし、加計への近接性を考慮し加計中学校へ統合しました。
- ・平成25年4月1日、休校としていた平見谷小学校を廃校とし、加計小学校へ統合しました。
- ・平成25年7月1日、休校としていた井仁小学校を廃校とし、筒賀小学校

へ統合しました。

- ・昨年になりますが、平成 28 年 4 月 1 日には修道小学校、津浪小学校、加計小学校、殿賀小学校を統合し、新設加計小学校としました。
- ・本年（平成 29 年）4 月 1 日には、筒賀中学校と戸河内中学校を統合し、現安芸太田中学校となりました。これが現在までの統合状況です。

② 生徒数の推移について

※長尾学校教育課長説明

○要旨：児童、生徒数の推移についてまとめをさせていただきました。

- ・小学校と中学校、そして幼稚園という形で数を入れています。13 ページ、14 ページが平成 29 年 4 月 1 日現在の児童、生徒数です。参考までに平成 27 年 4 月 1 日のものを付けていますが、本年 4 月 1 日のところに増減を入れ、27 年との比較ということで入れています。小学校では、平成 29 年 4 月 1 日で町内、全校で児童数が 203 人です。27 年に比べ 4 人の減となっています。
- ・一方中学校ですが、29 年 4 月 1 日で 119 人の全校生徒です。27 年が 127 人でしたから、8 人の減となっています。一方幼稚園ですが、現在では、戸河内幼稚園のみですが、4 人の児童となっています。平成 27 年は 7 人でした。
- ・児童・生徒数の推移をみると、町全体の出生数が平成 20 年以降はだいたい 30 人余りで推移をしています。この状態がしばらく続いていると見てとれますが、27 年と 29 年を比較して見ていただくと分かるおおり、途中段階で若干小学校の児童数が増えているのが分かります。これについては、町長部局で定住対策として色んな取組みをされている成果ではないかと思えます。当初の出生者数よりはこの児童数の方が増えて来ているといったような感じを事務局の方としても持っています。
- ・児童・生徒数については、今後中学校の生徒数が若干減っていくかなという推計が見えますが、小学校に関しては、当面横ばいの状況が続いていくのではないかと、この推移からみて取れます。

③ 児童生徒の諸課題について

【※萩原学校教育課主幹説明】

○要旨：資料 17 ページをお開きください。

- ・児童、生徒の諸課題について、平成 28 年度の生徒指導上諸問題の説明をさせていただきます。まず、生徒指導上の諸問題については、毎月学校の方から暴力行為、いじめ、不登校等の数値及びその事案の詳細について、町教委に報告をしてもらっています。町教委ではこれを集計したものを毎月県に報告し、県から指導をしていただくということをずっと行っているものです。その数値はそういったものです。
- ・広島県生徒指導実践指定校として加計小学校が指定を受けており、今年度で 4 年目を迎えます。
- ・続きまして、28 年度末の状況ですが、合計のところを見ていただくと、

町内で小・中学校合わせて暴力行為が 18 件、いじめは 3 件、不登校は 4 件となっています。しかしながら、1 人は途中で解消して学校に復帰していますので、年度末では実質は 3 人でした。暴力行為は前年度並みの数値ですが、学校では小さな事案も見逃さずに数値として挙げていますので、数が多いからというよりも、きちんと学校の方が丁寧に対応しているということです。いじめの認知についても、学校としては適切に対応していると把握しています。

- ・不登校については、一昨年度から昨年度にかけ中学校で 1 人、小学校で 1 人、不登校が解消されたというケースがあります。一度不登校になると、学校復帰はなかなか難しいという状況の中で、丁寧に学校側が対応する中ではそういった状況もあるということをご理解ください。
- ・2 月に携帯電話使用に係る事案が生じ、これについては学校と警察の連携を進めるとともに、町としても子ども達の社会・学校を取り巻く社会状況が変わってきていると意味でも、対策に乗り出しているところです。昨年度末に保護者の意識アンケート等を行っていますので、こういったことを基にしながら、学校でも、正しい使用に向けた啓発活動を含めて行って行きたいと思っています。
- ・家庭への対応については、町教委だけではなく、様々なこういった子供たちの状況については、町長部局の関係課と連携をとって取り組みを進めているところです。町内には 3 校にスクールカウンセラーが配置されていますので、スクールカウンセラーと保護者を繋ぐ取り組みによって、発達障害等の疑いがある子どもたちについては、病院等の受診などで改善がみられるケースもあります。今年度も統廃合などがありましたので、児童・生徒の状況を丁寧にみながら、保護者とも連携した取り組みを継続したいと考えています。資料 3 についての説明は以上です。
- ・続きまして、資料は 19 ページになります。
こちらは、昨年度行われました基礎、基本定着状況調査と全国学力・学習状況調査です。詳細については触れませんが、下の欄に傾向が記述されていますのでご覧ください。
- ・小学校は、平成 27 年度に基本的内容の定着に課題が見られましたが、今年度は改善の傾向が見られます。しかしながら、依然として県平均を下回っている教科もありますので、指導を充実させるなど学校の方で実行しています。
- ・中学校については、昨年度より県平均との差は小さくなってきている教科がありますが、依然として県平均を上回る状況で推移しています。特に、平成 28 年度は理科が改善されました。
- ・続きまして、20 ページをご覧ください。
小学校では、A 問題について若干の上昇がみられるものの、依然として基礎的基本的内容の定着に課題があります。B 問題については、特に算数において課題が大きいということが分かりました。中学校では、B 問題では

県平均を上回っています。しかしながら、A問題は県平均を下回り、定着に課題があるということで、学年によっても特徴があります。

- ・本町の場合は、子どもたちの数が少ないということもあり、丁寧な指導が出来るという反面、少人数の中で子どもたちを鍛えるという部分が十分ではありませんので、引き続き指導していきます。
- ・新しい情報としては、20 ページ下の欄になりますが、学力向上の取組みを行う中で、今年度の1月全学年の学力テストを実施しています。その結果、枠で囲ったような状況がみられましたので、ご報告します。小学校では、全学年ほぼ全国平均と同等或いは若干上回る状況ということで、子供たちの学力は概ね付いていると思っています。中学校では、平均を超えているところもありますが、数学に課題がみられましたので、特に取組みを進めていかなければいけないと思っています。先ほども申しましたが、鍛えるべきところは、児童生徒の意欲を維持させながら、継続して取り組むことを確認したいところです。

④ 本町の学力の状況について

【※萩原学校教育課主幹説明】

○要旨：体力の結果も併せて報告します。

- ・隣の20ページの1をご覧ください。毎年1学期、この時期から夏休み前までにかけて、全国体力・運動能力・運動習慣等調査が行われます。本町の児童・生徒も行っていますが、その分析結果が出ています。こちらにあるデータは、小学校は5年生、中学校は2年生のデータを基に、返ってきたものを整理しています。体格と実技の二つの面がありますが、小学校も中学校も、町全体としては児童・生徒の体格のバランスはとても良くて正常な成長を遂げているということが見てとれました。実技についても県平均を大きく上回っていたものを◎、県平均を下回っていたものを▲としていますので、ご覧いただければと思います。これも、総じて全国或いは県平均を超えて身に付いているといえます。しかしながら、種目によってはさらに鍛えていくと良い項目もあります。各校の日頃の体力づくりにおいて、焦点化した取組みも必要であると考え指導しています。先日、県の指導主事が来られ、この辺りについて町の職員に話をいただいた際、「安芸太田町の子供たちは良く頑張っていますね。」と仰っていただきました。特に、中学校において記録の良いものがあり、色んな状況を鑑みると中学校の部活が運動部に入っているという状況など、そういったことの積み重ねもあるのではないのでしょうかと仰っていただきました。
- ・一方、握力が低いという結果が出ています。この辺については、生活の色んな場面でモノを握るといったことが少なくなっているのではないかと。例えば、ドアノブ一つにしても、押さえれば開き、捻ることもないですし、カバンなどもリュックのようになって、重いものを持ち上げるということがなくなっています。或いは、通学でバス通学が増えてくる

と、歩かなくなるということもあって、子どもたちの生活環境の変化にも目を向ける必要があるのではないかとご連絡をいただいています。

- ・最後に、平成 28 年度の体力優秀賞というのがあり、このスポーツテストの点数が良かった生徒を県で表彰していますが、町内で 5 人の中学生が表彰されています。
- ・報告は以上です。

◇質疑

○河野委員

○11 ページで、平見谷小学校廃校はあるが、猪山小はなかったか。

●栗栖総務課長

●ありました。

○河野委員

○途中から加計小学校へ入っておらんとするが。

●小島副町長

●松原、寺領の次の年なので、たぶん平成 21 年に猪山が入ると思います。

●長尾学校教育課長

●失礼しました。申し訳ございません。平成 21 年 4 月 1 日に猪山小学校は廃校し加計小学校へ統合しています。

●栗栖総務課長

●そのほかはどうでしょう。

●小島副町長

●廃校になる前、安野小学校は一度修道小学校へ統合したと思います。

【(2)の質疑は以上】

(3) 平成 29 年度教育委員会事務局の体制について

【※小島副町長説明】

○要旨：資料 4 をご覧ください。これは情報提供であり、総合教育会議で協議いただく内容ではありませんが、最終的には教育委員会の方で要綱を制定してもらうこととなります。次回になるか分かりませんが、よろしく願います。この案は、町長部局において作成したものです。

- ・平成 29 年度安芸太田町教育委員会事務局の体制について、平成 29 年 4 月 1 日付けの人事異動において教育次長が不在となりました。教育委員会の決裁規程等に教育次長の専決事項が定められています。教育委員会決裁規程の一部改正を行い、教育次長不在時の扱いを規定するものです。
- ・教育委員会決裁規程の一部改正について、その下のカッコの中にある、教育委員会の決裁規程につきましても、次長はこれだけのことを決裁できるよ、課長はこれだけのことを決裁できるよという形で定めています。町長部局においては、課長は支出命令で 30 万円までの決裁権を持っていますが、教育委員会の場合、30 万円の決裁規程は次長が持っています。各課長につきましても 10 万円までの決裁権しかありませんので、この際教育次長が欠けた時については、第 6 条に第 2 項を付け加え、前項に規定する教育次長の専決事

項については、学校教育課においては学校教育課長が、生涯学習課においては生涯学習課長がこれを専決するという形を、今日お話しさせてもらいたいと思います。教育次長の決裁事項については教育委員会全体を左右するような決裁権はなく、全ては教育長が持っていますので、両課長に教育次長の決裁専決事項を教育次長が欠けた時に付与するとことは、特段の問題はないというふうに考えています。

- ・今後、教育委員会の中で次長、課長の役割というのをまた協議していただけたらと思います。町長部局の課長は、それ以上の決裁権を持っている部分もあるので、そこらとの整合性と教育委員会の有り方という点について協議する必要がありますので、事務局の方と相談しながら進めていきますので、よろしくをお願いします。

◇質疑

○河野委員

○決裁規程の件で、結局今まで置いていた次長職がないというのは、どんな理由があるのか。

●小島副町長

- 特に大きな方針転換ではなく、教育長と町長との協議の中で人員配置の問題の中で生じたことですので、臨時的なことだろうと思います。教育委員会においては、教育長をトップとした組織の中では、教育次長のクッション役と申しますか調整機能は必要だろうと思いますので、当面の間置くことができなかったというふうにご理解いただきたいと思います。

○清胤委員

○お願いだが、教育力は町の原石であり、将来の宝になると確信している。だから、教育委員会の人事に関しては、なるべく熱く願いたいと思っている。よろしく願いたい。

○二見教育長

○引き続き事務局の体制強化について、町長としっかり協議しながらお願いし、また、有能な人材も今後も確保していくようにしていきたいと思う。

●小島副町長

- この総合教育会議に参加させてもらい、学力のこと、体力のこと、課題とか、非常に参考になります。議会で教育委員会のことを聞かれたら、私ら全然分からんというのが実態ですので、この総合教育会議は、本当に安芸太田町を教育の町にするために必要な会議だと思っているところです。今後ともよろしくをお願いします。

【(3)の質疑は以上】

(4) 安芸太田町教育大綱について

【※小島副町長説明】

○要旨：資料5をご覧ください。

- ・教育に関する大綱は、平成27年4月の法律改正により教育委員会制度が大きく変更され、各地方公共団体に総合教育会議を設置すると定められるとと

もに、総合教育会議において首長と教育委員会が協議・調整を尽し、首長が教育に関する大綱を策定することとされています。

- ・安芸太田町の現況ですが、平成 27 年度において総合教育会議を設置し、安芸太田町の教育に関する大綱（案）について、総合教育会議で協議・調整を行っていましたが、学校適正配置等の業務等の増大により、その後協議が進んでいない状況です。改めて今後の教育に関する大綱についての方針ですが、
- ・ 1 点目、安芸太田町の教育に関する大綱を策定させていただきたいと思えます。策定期限については、平成 29 年度中を目標とさせていただきます。
- ・ 2 点目、安芸太田町教育に関する大綱は、町長部局が安芸太田町第二次長期総合計画、ひと・まち・しごと総合戦略等各種計画との整合性を図りつつ策定することとします。
- ・ 3 点目、安芸太田町教育に関する大綱のたたき台策定後は、教育委員会事務局と大綱の内容について調整を行い、教育委員会事務局は安芸太田町教育に関する大綱のたたき台を基に、教育委員会会議において協議を一度していただきたいと思えます。その後、町長部局は本年度第 2 回総合教育会議を 11 月頃に予定していますが、安芸太田町の教育に関する大綱（案）を示し、この総合教育会議において協議・調整を行っていただきたいと思えます。
- ・ 23 ページをお願いします。教育に関する大綱ですが、法律の一部を改正する法律によって決められたものです。改正の概要でございますが、地方公共団体の長が、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。ここでいう教育基本法第 17 条には、教育振興基本計画を定めるとされています。国においては、教育に関する大綱は、この教育振興基本計画を大幅に外れてはならないという意味でしょうが、そこを基本に町の大綱を作りなさいよという内容です。
- ・ 下の（2）に留意事項等々が書いてありますので、大綱の定義ですが、イにありますように、大綱が対象とする期間については、法律で定められていませんが、地方公共団体の長の任期が 4 年あることや、国の振興基本計画の対象期間が 5 年であることに鑑み、4 年から 5 年程度を想定しているものです。現在町長の任期が始まったばかりですし、国の基本計画がどういうスパンか分かりませんので、そこらを考慮しながら、町の大綱の期間を定めたいと考えています。大綱の記載事項につきましては、ア・イについて基本的に大綱を定めるとしています。
- ・ 次の 24 ページが、先ほど述べた安芸太田町長期総合計画、それとまち・ひと・しごと創生総合戦略等々の中に教育についても記載がありますので、それらと調整をしながら、町長部局、それと国の方針、それと教育委員会の方針、それと教育委員会にも各種個別施策がありますし、総合戦略の中にも各施策があります。それらとの整合性をとるという意味で、大綱案を策定して総合教育会議に諮って参りたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

- ・25 ページ以降は、ネット上で確認した美幌町と立川市の教育大綱です。本町として参考にしていますので、要所、要所をご確認ください。
教育大綱については以上です。

◇質疑

○二見教育長

○私の願いとしては、例えば広島県の教育委員会の大綱は、あえて言えば極めて網羅的というか、全ての項目が書かれている。これは逆に言えば、県だからやむを得ないのかもしれないが。

町の長期総合計画とリンクしながら、教育内容の重点的な部分は網羅的にならなくて良いと考える。

●小島副町長

●教育大綱に関しては、全国の市町を調べて見ると、すごく網羅的にやっているところと、A4 1枚でやっているところもあります。本当にポンポンと挙げこれが教育大綱だと。この点については、また協議させていただきます。

●栗栖総務課長

●それでは、教育大綱については先程副町長が申し上げたスケジュールで調整させていただきます。教育委員の皆様には、学校教育課の方からたたき台の事前協議をというような流れで行い、11月に開催予定の第2回総合教育会議で協議したいと思います。よろしくお願いします。

【(4)の質疑は以上】

(5) その他

① 平成 29 年度安芸太田町一般会計予算について

【※小島副町長説明】

○要旨：平成 29 年度版安芸太田町予算説明資料については、議会と今後町民の方にお示しする資料で、教委事務局から既にお渡ししているかもしれませんが、平成 29 年度、安芸太田町はこういった予算でいきますということを、載せています。その中に教育部分もありますので、是非ご一読いただきたいと思います、用意させていただきました。

② 安芸太田町ふるさと納税の推進について

【※小島副町長説明】

○要旨：ふるさと納税の資料について説明します。

平成 27 年度・28 年度のふるさと納税については、平成 27 年度が 27 年 11 月からインターネットの受付を開始しまして、前年まで 200 万円程度であった、ふるさと納税が 1,800 万円あまりとなりました。28 年度は、6,200 万円まで伸びています。本年 4 月 1 日には、ふるさと納税制度にちょっと課題があるということで、総務省の方から過度なお礼品を慎みなさいという通達がありました。

それで、商品券や電気製品については禁止ではないのですが、換金性の高いものについては指導が強化されました。本町の場合は、お礼品は平

均で納税額の3割でしたので、大きく変更はする必要はないと考えています。唯一ハートフル商品券を入れていましたが、4月1日から扱いを廃止したところです。28年度のみふるさと納税活用事業としましては、子育て支援、地域振興、加計高校支援等に活用しています。写真のように認定こども園へ楽器やマーチングバンドなどの制服等を揃えました。

平成29年度は、ふるさと納税の個人版で1億円、企業版で400万円とし、今までふるさと納税は、ほぼ基金に積み立てるばかりということでしたが、平成29年度から「ふるさと納税活用事業」ということで4,700万円あまりを予算化しています。その内容については、下の赤字で書いている、子育て支援事業で各保育所の備品、児童センターとかライフル大会、図書館の蔵書を購入するとか、そういった子育て支援事業に1,484万円。教育振興としまして小学校、中学校の備品や土地の整備等に622万円。自然環境保全で、三段峡、太田川環境整備事業に450万円、加計高校支援事業に500万円。観光振興に290万円。伝統文化に435万円。農林水産業に415万円。その他に600万円としているところです。

ふるさと納税を募るときは、寄附者の方にどういった分野に使っていただきたいかというのを選択してもらうことにしています。そういった配分により、29年度の予算配分を決定しています。やはり、一番多いのが子育て支援ですので、そういった子育て支援とか教育分野に重点的に配分できればと考えています。

皆様のお手元にパンフレットがあります。町外の知り合いの方に、インターネットサイト「さとふる」というんですが、割と簡単にできますので、是非ご紹介いただきたいと思えます。

今問題になっているのが、東京23区は持ち出しが多くなり、5億とか6億円税金が減っていることです。しかしながら、このふるさと納税は住民税の2割までが限度ですので、報道では、全部出ているように報道されますが、8割は地元の自治体に残っています。東京の税制からすれば、大したことではないと考えています。一方、町内からも若干出ていると思えます。これは、個人情報なので言えませんが、何十万円かが町外に出ています。町の職員にも町外の者にはふるさと納税をしなさいと指導しています。同じように北広島町の職員さんにも、しなさいと命令が出ています。町内に住む北広島町の職員さんは、すごく真面目にされています。

- ・次に裏ページをご覧ください。企業版ふるさと納税推進事業に広島県では、安芸太田町が唯一取り組んでいます。この企業版ふるさと納税は個人版と違いまして、国の認定が必要な事業です。安芸太田町は、「加計高校支援プロジェクト」と「三段峡と太田川の河川の環境整備事業」に手を挙げて国から認定を受けています。この認定を受けた事業に寄付すると、企業は今まで以上に税制上の優遇がある制度になっており、平成28年度は、「太田川環境整備事業」に1社30万円を寄附いただき、「加

計高校支援事業」に2社250万円の寄付をいただいていますので、平成29年度以降も事業を推進していきたいと思います。町外に本社を持たれる企業の方でお知り合いの社長さんがおられましたら、是非ご紹介をいただきたいと思っています。この事業は、平成32年度までしか認定を受けていません。それまでが、限度ですのでよろしくお願ひしたいと思っています。

- ・加計高校は、卒業生を中心に結構寄附をしたいという方が多いんですが、やっぱり三段峡とか河川環境につきまして、まだまだ、広がってないとこれを挙げたのが、この前は滝山川を見てもらったら分かるように、太田川もそうですが、河川が樹木化しています。このままでは、河川は死んでしまうということで、国にも要望しているんですが、町としてもこう、手を挙げて何とか動きをしたいという思いがありまして、PRも含めましてエントリーしておりますので宜しくお願ひしたいと思っています。だいたい、今日の参考資料は以上でございます。

●栗栖総務課長

- 参考資料のふるさと納税の最初の力の部分の計欄は全体にかかる計です。ふるさと納税の活用事業のところの計のみに見えますが、これは、3つの項目全体にかかる計です。9,885万円の計は、これは、横へ棒をつないでいただくと3つの項目全体の計欄になります。

5 その他(意見交換)

●栗栖総務課長

- 本日お手元に用意させていただいた協議事項は以上です。これまでの説明を通じて、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○清胤委員

- 質問ではなく、嬉しいなと思った感想なのだが、ふるさと納税の増加。素晴らしいなと思った。あと、ちょっと気になった可愛いことなのだが、園児がベレー帽をかぶっているが、マーチングバンドのベレー帽。ベレー帽はかぶり方がちゃんとあるので、ちゃんとしたかぶり方を今後指導してもらえたらと思うので、よろしくお願ひしたい。

●栗栖総務課長

- ありがとうございます。伝えます。その他どうぞ。何でも結構です。

○池野委員

- ここに観光施設の企画書が上がっているが、まさに今後跳ね返るという意味で、社会体育施設を含め町の公共施設の将来を見通す作業が必要だと思う。よろしくお願ひしたい。

●栗栖総務課長

- (町では)公共施設管理計画を既に作っています。昨日も、町の体育施設等の将来の維持管理のあり方について、さっそくプロジェクトを作って協議を進めているところです。早急に方向性を出していきたいと

考えています。実は待ったなしのところがあります。例えば、以前学校施設であった相当老朽化した古いプール等がありますので、この辺りは早めにその方向性を出したいということで、昨日、協議を終えているところです。

一定程度方向性が出ましたら、また報告をさせていただきたいと思えます。

●小島副町長

●その他として、教育委員さんには初めて申すんですが、先般職員の不祥事が発生しまして、若干情報提供出来ていないところがあると思います。3月4日に酒気帯び運転で現行犯逮捕、その後補助金を不正しているという事案が発生しまして、町長部局での事件でございます。教育委員会の方には大変ご迷惑、ご心配をおかけし申し訳なく思っています。今後の動きですが、昨日関係職員の懲戒処分等の審査委員会のまとめをして、昨日の内に町長に審査委員会の報告書を提出したところです。本日、町長で最終的な処分の内容を決定し、明日対象職員に処分書の交付をします。対象職員は、本人及び管理・監督職員2名としています。明日の処分書交付後、午後になると思いますが、その前に議員さんに報告し、その後報道発表したいと考えています。それを受け、21日に臨時議会を招集していますので、その臨時会において町長及び副町長の給与の特例減額に関する条例を提案させてもらい、町長、副町長の責任の所在を明確にする予定としています。また、来週24日に自治振興会連絡協議会代表者会議がありますのでその報告を、来月の広報安芸太田5月号で町民の皆さんにお詫びをします。また、ホームページでも公表を予定しています。

○河野委員

○関連しての要望だが、私らも教育委員会議の中で教職員の不祥事等色々報告を受ける。今回町であった件については、そうではないかも分からないが、それをみて前兆があったような事件が結構ある。その時突発的ではなくて。病気かも分からないし、癖というのもあったかも分からない。そういうことが関連した事件が私は多くある気がする。その中で思いとしては、職場の雰囲気。気が付いていても言えるような雰囲気を、お互い注意を言い合う様な雰囲気がないように、私はちょっと感じる。そういうことで色んな研修をされていると思うが、そこらの職場の雰囲気等についても、難しいかも分からないが、そういうことをやっていかないと、事前にそれがわかれば事件に発展しないのではないかと考えているので、そういう研修方法も考えて欲しいと思っている。

6 閉 会（小坂町長）

要旨：先ほど、副町長の方から報告させていただきました。重ねての不祥事です。

まだ、前回からの取組みが十分でなかったと本当に深く受け止めているところで

す。重ねての言葉ですが、二度とこういった事が生じないように、もう一度襟を正し、紐を締め直して頑張ってください。ご指導、ご支援賜りたく願います。それと、今日の総合教育会議は、事務的な一方的な説明に終始したと思うところですが、まず、これを持って再スタート出来るような体制を整えて参りたいと思います。11月には、次年度に向けて本当に建設的な意見交換が出来ることを期待していますので、また、ご指導の方をよろしく願いして閉会の言葉とします。今日はありがとうございました。

※11:45 閉会

以上【文責：安芸太田町役場総務課】

◇参考

平成29年第1回安芸太田町教育総合会議配布説明資料

- (1) 総合教育会議の運営について
- ① 総合教育会議の運営について 資料1
 - ② 「安芸太田町総合教育会議設置及び運営規則」の廃止及び
「安芸太田町総合教育会議設置要綱」の制定について 資料2
- (2) 本町の学校教育を取り巻く現状と課題について 資料3
- ① 学校適正配置の状況について（報告）
 - ② 生徒数の推移について 資料3-1
 - ③ 児童生徒の諸課題について 資料3-2
 - ④ 本町の学力の状況について 資料3-3
- (3) 平成29年度教育委員会事務局の体制について 資料4
- (4) 安芸太田町教育大綱について 資料5
- (5) 平成29年度安芸太田町一般会計予算
安芸太田町ふるさと納税の推進について 参考資料